文政九丙戌年

惣目録

自二月　號
至十月　二浦太郎

823
51
22

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

惣目録

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

惣目録

外務省引繼本

一 陸奥
一 拙者儀陸奥国仕事之事
同戊辰年二月十六日
一 拙者儀肥後国仕事
同巳八日
一 陸奥国仕事
四月朔日
一 上方拙者儀仕事同巳九日

一 拙共儀本日出帆之事
以前度届出事 四月晦日
一 清水港番所用向渡海之事 右同
一 今日宗旨組之事 六月六日
一 府内浦出帆之事 同十日
一 拙共宗旨組に懸候人数之事 同十日
一 拙共儀宗旨組之事 同十日
一 宗旨組清水港渡海而晩
晩荒波之事 同十七日

一 今日揚陸宗旨組清水港渡海之
以事 六月十八日
一 拙共儀宗旨組對面之事 同廿八日

八送使ノ時送使

一 一特送使ノ書ニ付ル物ヲ書ル日ノ後
公ニ[illegible]ノ[illegible]ノ文ニ[illegible]ノ
下ノ達ノ長ニ及事ニ[illegible]
一 貢一書二書ニ松浦ノ[illegible]
[illegible]四日

一 清見若使ノ[illegible]九十一日ノ内
[illegible]ノ[illegible]ノ日一特送使[illegible]
[illegible]百日[illegible]ノ事七月[illegible]日

一 同百一特送使対馬へ渡す書簡の事
二書を対馬へ新書を若代不姓
宗義国宗家へ代書の事七月廿日
一 特送使中へ下行の事同廿八日
一 同新書を対馬へ書簡伝達の事
以事同廿九日
一 可有送使対馬九日に書簡を
下行の事八月廿日
一 特送使書簡対馬へ渡す事

八月廿七日
一 特送使宗家へ渡す書簡の事九月廿六日
一 同書新書下行の事同七日
一 義智使者礼の事同廿二日
一 大蔵法橋同川内守源氏宗
浦へ渡す書簡伝達の事
十月朔日
一 清兵衛使者対馬へ書簡同四日
一 同中書の事十月廿日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一 清兵衛使市兵衛之事十月晦日
一 同加賀殿合之事十月晦日
一 同書簡下行之合之事右同
一 副特使使礼事十一月四日

諸願達等之事

一 清兵衛書簡渡之法方願達事
寅六月九日
一 来ル新之市被御覽之法方願達
事六月朱日
一 重業之儀之通之家願達之事七月
十方
一 明後年之御暇之法方願達事
八月十八日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一 殿様市蔵組市郎右衛
門事九月廿日
一 殿様市蔵ヶ先へ引越ス事
十月朔日

和同講会

一 盟書官学ニ立下拵置ス
事ハ文政元戊寅年
四月十八日
一 古陸代行勝蔵ヶ先へ
市兵衛入事ニ付同ス
一 盟書ヲ以ル晒屋ヲ
六月廿二日
一 別道畑氏ヲ以ル

[illegible]七月廿日

一 [illegible]

一 [illegible]家屋根[illegible]

事同月八日

一 [illegible]

[illegible]事八月廿四日

一 [illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]事八月廿二日

一 [illegible]

金[illegible]九月二日

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]事九月廿

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]事同月

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

[illegible]

一　拙者儀備前へ罷下り申事　同九日

一　小通事中へ沖手ニ例年之通り[illegible]

[illegible]申作事　同十八日

十月廿日

一　拙者儀[illegible]

一　同[illegible]

一　同[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

集り

一 撰者宗祇法師代々上の宗
法師の事なり文明元年
四月十九日

一 住吉社家代々法師の事
一 下関住吉社家代々法師の事
此家の事同社の事
一 京代々宗匠の事同日
一 法師の家の事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一　西宮殿ヨリ之御状幷御書付鷹匠ヨリ
作事六月二百
一　細物代金弐両ヲ備小笠原信濃
ヘ使新番ヲ以ル事　同八日
一　同月廿八日ヲ以ル　御使ヲ以ル
信濃ヘ　西宮殿ヨリ之御書付
同月二百
一　以前ノ高麗ヘ受ル之書翰
高麗ヨリ新ヲ以ル事　同月二百

一　清水金吾中ヘ遣ル書翰ヲ蘭洋
ヘ渡ス事　同月廿
一　長代橋貫ル事九月八日　御新家家
不ル川移ル事　同月六日
一　西平ヘ家捜ル事　同月七日
一　人別改ル事　同月日
一　四月番代ル悪ル川智ル病
ヲ以ル事　同月二百

一今日市之来朱印之面々
参勤御用之事 六月廿日

一当清金官方差遣之処不法之
儀迄御平之義無精新参之仕儀
稽重之人々之意ニ元 那谷山事 同日

一当春九郎兵衛九郎右衛門清兵衛
以ノ出之来之中 同日

一当春九郎ニ之実ニ之振之儀
出来之事 同日

一諸方之代官ノ方ニ当春御用ノ出来
之事 同日七日

一諸藩法書類金山ノ公儀御用ノ
出来之事 同日八日

一特遣使之官人(土田文右衛門)
市左衛門 右同日

一大風暴風ノ清法書不入出来
配ル人ニ之事 同日

一 [illegible] 七月[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

同十日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

南川通[illegible]

一 [illegible]

一 暴風[illegible]

同廿二日

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]七月廿二日

一 清国ヘ[illegible]送遣

作事同八日

一 市橋[illegible]病気[illegible]

[illegible]中[illegible]作事

八月朔日

一 [illegible]

[illegible]作事同八日

一 [illegible]

[illegible]作

[illegible]八日

一 [illegible]作事同七日

一 [illegible]

[illegible]作事同日

一 [illegible]大[illegible]市[illegible]

作事同八日

一 [illegible]市橋[illegible]

作事同廿一日

一 [illegible]

[illegible]作事同日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一代官所ヲ以ト申ス代官ヲ
ヲ以テ公儀ヲ以テ相違ノ事
九月四日
一御代官ヲ以ト申ス代官ヲ以テ御代官ヲ
以テ公儀ヲ以テ代官ヲ以テ事同四日
一御用ヲ以テ代官ヲ以テ御用ヲ以テ
御事同六日
一公儀ヲ以テ御用ヲ以テ公儀ヲ以テ
御用ヲ以テ事同八日

一諸方寺社ヲ以テ寺社ヲ以テ公儀
ヲ以テ御用ヲ以テ御用ヲ以テ
ヲ以テ事同八日
一寺社ヲ以テ寺社ヲ以テ
ヲ以テ御用ヲ以テ
一諸方ヲ以テ諸方ヲ以テ
ヲ以テ事同
一御用ヲ以テ御用ヲ以テ
御事同

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]九月十四日

一 [illegible]八日

一 [illegible]日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

九月十四日

一 [illegible]八日

同廿七日

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『総目録』請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一 代官義兵衛方ヨリ清左衛門
方ヨリ海陸共ニ上方筋
ヘ参ル事 同九日

一 代官高木清兵衛ヨリ中山格之助
伝ヘ之事 同十日

一 右縄ヒロ助ヨリ郡人ヘ会ス
別ヒ方中京ヨリ
吉左衛門ヨリ出ス 同十日

一 右同ヒ方ヨリ出ス
事 同十四日

一 去ル十七日ヒ京ヨリ長右衛門
之伝事十二月朔日

一 京ヨリ義兵衛ヨリ書
ヒ方ヨリ清左衛門
ヘ参ル事 同日

一 源氏ヒ陸ヒ事 同二日

一 右陸ヒ京ヨリ書ヒ事 右同日

一 別ヒ様ヒ方ヨリ
ヒ方ヨリ同組若狭ヒ
伝事十二月二日

一　[illegible]川[illegible]
[illegible]
一　[illegible]村[illegible]
[illegible]十一月[illegible]
一　[illegible]病[illegible]小川[illegible]
[illegible]一代[illegible]
[illegible]
一　[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

823
51
22

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用